

2021
新春号

有資格者がお贈りする“暮らしにいいこと”マガジン

しかくとまる



謹んで新春のお慶びを申し上げます。

旧年中は格別のご愛顧を賜り、厚く御礼申し上げます。

本年もなお一層のご愛顧のほどよろしくお願い申し上げます。

しかくいい Column



司法書士コラム

家族信託を検討中の方へ
手続きの方法と手順について



税理士コラム

2020年分 確定申告の注意点
新型コロナ関連給付金の確定申告

ベストファームグループ代表 新年のごあいさつ / 実家の片づけお役立ちコラム / 真冬の風邪予防対策,etc...

絶えざる革新で社会を変える

BEST FIRM



家族信託を検討中の方へ 手続きの方法と手順について

今回は、家族信託の進め方です。



**娘のために、将来の準備として家族信託を検討しています。
手続きを行うにはどうすれば良いのでしょうか。**



相談者

私は長女と二女がおります。夫は3年前に他界し、私は独り暮らしです。長女は自宅のすぐ近所に住んでおり、頻繁に様子を見に来てくれます。二女は結婚して他県に住んでいます。

将来のことを考えると長女に色々お世話になると思うので、長女が困らないような準備をしておくつもりです。そんなおり家族信託という仕組みを知りました。家族信託を行うにはどうすれば良いのでしょうか？



A 次のようなイメージで進めていきます。

家族信託の手続きの流れ

①専門家への相談をもとに家族信託の説明や仕組みを把握する

家族信託に精通している専門家に相談を行うことから始めるのが良いでしょう。
(〇〇士と名前のつく方すべてが家族信託に精通しているわけではないので注意ください。)



②長女、二女と共有し、家族（親族）の理解、協力を得る

ご家族、ご親族の協力は不可欠です。家族信託をしていることを聞かされていてなかったとなると、それが理由でトラブルになる可能性もあります。
ご家族への説明も、専門家に助けてもらうことができる所以活用ください。



③専門家の協力を得て、契約書の作成や必要書類の準備を行う

家族信託の約束事を文章にするのは、専門家の助けが不可欠です。必要物の準備についても自分で進めるよりも専門家にお願いできる部分はお任せしたほうが安心です。



④家族信託の契約書の調印、必要な各種手続きを行う

約束事を契約書にまとめ確認の上、サインをしていきます。一緒に必要な名義変更なども行います。



⑤家族信託の設定、将来への準備完了

認知症や相続への備えが出来ました。実際に認知症が進んできたり、相続が発生したときにはスムーズに手続きを進めるため、再度専門家のアドバイスを受けましょう。

手続き完了

①～⑤の中で、自分が動かないといけないのは①だけです。

後は、専門家の助けを得ることができます。ですから、まずは「相談する」ということが非常に大切になってきます。



司法書士

ベストファーム司法書士法人

齊藤 圭祐 Keisuke Saitou

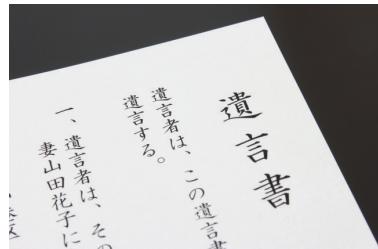
立教大学卒業。大学在学中に司法書士試験合格。新卒として2011年にベストファームグループへ入社。入社9年で経験豊富。元気でハツラツとした若手司法書士。



葬儀後の手続き 手書きの遺言が見つかったら…

自分で遺言書を書いてみようと興味を持たれている方、また、すでに書いたという方でも、家庭裁判所による「検認」手続きが必要だということをご存知の方は少ないようです。自筆証書遺言については、「**検認**」をしなければ、不動産の名義変更や預貯金の解約等の手続きの際に、法務局や銀行から検認を行うことを求められ、相続手続きを行うことができません。

家庭裁判所が「検認」をする、と聞くとなにやら大変そうだと身構えてしまう方もいらっしゃるかと思います。遺言書の検認が必要な遺言書とはどのような遺言書か、誰がどのように家庭裁判所に検認の申立をするのかを見ていきます。



遺
言
書



検認が必要となる遺言書とは

公正証書以外の自筆証書・秘密証書での遺言の場合、**未開封のまま家庭裁判所へ持ち込み、家庭裁判所で開封して「検認」を受けなければいけません。** 手続きが終わると検認済証明書が交付されますので、これをもって相続の手続きが可能となります。

(一方、公正証書の場合、この検認の手続きは不要ですので、比較的スムーズに手続きを進めることができます。また、法務局において保管されている自筆証書遺言に関して交付される「遺言書情報証明書」についても、検認は不要です。)

検認の申立の必要書類等

申立書のほか、「**遺言者の出生から死亡までのすべての戸籍**」「**相続人の戸籍**」が必要になります。

「相続人の戸籍」については、子がない場合は、親の戸籍、子がなく親も死亡している場合には、親の出生から死亡までの戸籍等、一般に相続人を確定させるために必要な戸籍一式が必要になります。

亡くなった方の最後の住所地を管轄する家庭裁判所に必要書類と検認の申立書を提出すると、裁判所から連絡があり、1ヶ月ほど後の日付で裁判所に来られる日を聞かれます。都合が合えば、その日が検認期日に指定されます。裁判所は申立時に提出した戸籍とともに、相続人全員に対して、検認が申し立てられたことと検認期日を連絡します。

なお、申立人以外は裁判所に行かなくても検認は行われます。検認期日当日、申立人は遺言書の原本を持って裁判所に行きます。封がしてある場合、裁判所で開封されます。裁判所は、どんな用紙にどんな内容が書かれていたか、署名押印はどうだったか等を記録します。

作成しようと思えばいつでも作成できる自筆証書遺言は、相続手続きに使用するためには、上記のように家庭裁判所による検認手続きを経る必要があります。この手続を専門家に依頼する場合、概ね4～6万円ほどの報酬及び相続人を確定されるための戸籍取得費用（取得通数による）がかかり、自分で行う場合は専門家報酬がかからないとしても、戸籍の取得には相当の期間（1ヶ月～数ヶ月ほど）がかかります。このような後の手続きまで考慮すると、

- 相続人全員に通知が行くのは迷惑ではないか
- 戸籍取得が大変そうで相続人の負担になりそうだ
- 遺言書を持って裁判所いくのは面倒そうだ
- でも専門家に頼んだら費用がかかってしまう

等自筆証書にはそれなりにデメリットがあることがわかってきます。

このため、**遺言は公正証書で作成することをおすすめします。** ただし、遺言公正証書の場合、何度も作り直すようなことになっては、公証役場の費用がかかりてしましますので、内容はよく検討して作成したほうがよいでしょう。

行政書士



ベストファーム行政書士法人

鴻野 恵理 Eri Kouno

双子の甥っ子に夢中の行政書士。趣味はトレッキング。笑顔をモットーに、親切なお客様対応を心がけている。



2020年分 確定申告の注意点 新型コロナ関連給付金の確定申告

年が明けて確定申告の時期が近づいてきました。昨年は新型コロナウイルスの感染拡大により生活スタイルが大きく変わり、仕事でも多大な影響を受けた方も多かったのではないでしょうか？

このため、国や地方自治体では、生活や事業の支援のために様々な給付金で支援をしましたが、それらについて確定申告が必要かどうかまとめてみました。

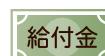


課税？非課税？新型コロナウイルスに関する給付金の確定申告



① 特別定額給付金 確定申告不要

原則、国民全員が対象となる特別定額給付金（10万円）は非課税とされていて、所得税はかかりません。



② 持続化給付金 確定申告必要【事業所得】

前年同月比で50%以上売上が減少している個人事業主等を対象とする持続化給付金（最大100万円）は事業所得となるため確定申告が必要です。



③ 感染拡大防止協力金 確定申告必要【事業所得】

自治体により呼び方が違いますが、休業や営業時間短縮に協力した個人事業主等に支払われるものです。一般的には事業所得となるため確定申告が必要です。



④ 家賃支援給付金 確定申告必要【事業所得】

5月から12月の売上が前年同月比50%以上減少、もしくは連続する3ヶ月計で前年同月比30%以上減少している個人事業主等を対象とする給付金です。一般的には事業所得となるため確定申告が必要です。



⑤ ひとり親世帯臨時特別給付金 確定申告不要

令和2年6月分の児童扶養手当を受給しているひとり親世帯などを対象に、1世帯5万円、第2子以降1人につき3万円が支給されたものです。非課税とされていて、所得税はかかりません。



⑥ 雇用調整助成金 確定申告必要【事業所得】

従業員に休業手当を支払って雇用の維持を図っている事業主に対して支払われる助成金です。事業所得となるため確定申告が必要です。

上記以外にも、新型コロナウイルス関連の給付金は多数あります。確定申告が必要かどうか事前に確認して申告漏れがないようにしましょう。



公認会計士 / 税理士

ベストファーム税理士法人
比佐 善宣 Yoshinobu Hisa

福島県立安積高等学校卒業。横浜国立大学経営学部卒業。有限責任監査法人トーマツを経て、平成23年、震災を機に、ベストファームグループへ参画。平成25年ベストファーム税理士法人を設立。「健康オタク税理士」としてメルマガ配信中！